

札介保（指）第 19967 号
令和 2 年（2020 年）3 月 13 日

札幌市内の
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所
通所型サービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
事業指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る通所介護等における人員基準等の
臨時的な取扱いの運用例等について**

日頃から札幌市の介護行政の推進に御協力賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

本市通所介護・地域密着型通所介護・通所型サービスにおける、令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下「臨時的取扱い通知」という。）及び、この通知において参考とする令和元年 10 月 15 日付厚生労働省通知「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（以下「台風 19 号通知」という。）の運用例を、別紙によりお知らせいたします。

なお、今後の状況や厚生労働省通知等により、変更や追加等する可能性があります。

別紙

札幌市の通所介護・地域密着型通所介護・通所型サービスにおける、新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いの運用例等

(令和2年3月13日版)

1 基本的な考え方

(1) 想定される人員欠如等の原因には、次を想定している。

ア 具体的な職員等の感染及びその疑い（自身の発熱等のほか、職員等の関係者に感染疑いが発生した場合等も含む）による休暇や欠勤。

イ 新型コロナウイルス流行に伴い必要が生じた家族等の養育・介護・看病等による休暇や欠勤

ウ 臨時的取扱い通知第2報-2及び第4報問1・問2により、事業所におけるサービス提供と、居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせる実施することにより、人員基準が満たされない場合。

なお、漠然とした感染予防のために休暇取得や欠勤する職員は想定していない。また、同ウイルス流行と無関係な事情による事例も当然除かれる。

(2) 感染予防のため通所を休んだ利用者分など、そもそもサービス提供自体がない場合は、報酬算定できない。

(3) 新型コロナウイルスの影響によるやむを得ない対応であることを、その他の事例とは区別し、事後にも合理的な説明ができるよう、経緯等を記録しておく。

2 臨時的な取扱いの運用例

人員基準欠如等の原因は、本紙1(1)の考えを原則とし、必要なサービス提供に支障がなく、利用者に各種欠如に異議がないことが前提となる。

(1) 基本報酬算定の考え方

ア やむを得ず一時的に人員基準欠如が生じた場合でも、基本的なサービス提供に支障がなければ、指定基準違反とはみなさず、また人員基準欠如減算を行わず基本報酬等の算定ができることとする。

イ 要介護の利用者及びその家族の新型コロナウイルス感染予防の意向により、サービス内容を縮小した結果、サービス提供時間が3時間未満（2時

間未満も含む) となった場合については、2 時間以上 3 時間未満の報酬区分で算定できることとする。

(2) 加算要件の考え方 《台風 19 号通知 1 (7) などから》

ア 超過配置要件の欠如

認知症加算や中重度ケア体制加算の要件である、常勤換算で 2 人以上の超過配置要件をやむを得ず欠いても可とする。

イ 有資格者配置の欠如

やむを得ず常勤専従の機能訓練指導員のサービス提供時間を通じた配置が欠けても、個別機能訓練加算 (I) 算定に必要な規定の訓練が提供されていれば可とする。

【同様の例】 認知症加算の研修修了者、中重度ケア体制加算の看護職員、
口腔器機能向上加算の言語聴覚士等

ウ 本来規定された有資格者による行為の実施欠如

専従の機能訓練指導員による個別機能訓練加算 (II) 算定に必要な規定の訓練提供がやむを得ず欠けても、他の職員により同様の訓練を実施していれば可とする。居宅への訪問によるサービス提供時も同様とする。

エ 個別機能訓練加算 (I) (II) の居宅訪問要件の欠如

次の場合、電話での説明や事業所での生活状況聞き取り等で可とする。

(ア) 利用者やその家族に居宅訪問の可否確認し、新型コロナウイルス感染への懸念から難色を示された場合

(イ) 本紙 1 (1) に想定する状況により人員不足が生じた場合

なお、事業者側の感染予防目的で居宅訪問を行わない場合、要件を欠き加算算定不可とする。

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

事業指導係 通所介護担当者

TEL 211-2972 Fax 218-5117